

大和市告示第58号

大和市認定保育施設事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市認定保育施設事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市認定保育施設事業実施要綱（平成20年大和市告示第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次の各号に掲げる保育施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」を「別表第1に定める基準」に改め、同項各号を削る。

第7条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を削る。

別表第2開所時間の項項目の欄中「開所時間」の次に「（通常開所時間及び時間外開所時間をいう。以下同じ。）」を加え、同表施設長の項基準の欄中「保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加え、「保健師若しくは助産師」を「若しくは保健師」に改め、同表職員配置等の項基準の欄中「県条例」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号。以下「県条例」という。）」に、「3歳未満児」を「4歳未満児」に、「保健師又は助産師」を「又は保健師」に改め、同表保育内容の項基準の欄中「及び指導監督基準」を「（平成20年厚生労働省告示第141号）及び認可外保育施設に対する指導監督の実施についての改正について（平成14年7月12日雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）の別添、認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。以下同じ。）」に改め、同表施設運営等の項基準の欄第2号中「立入調査」を「法第59条第1項の規定による立入調査（以下「立入調査」という。）」に改め、同欄第4号中「延長保育」の次に「（時間外開所時間における保育をいう。）」を加え、同表を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。